

○ 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 540 号・保発 0414 第 16 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知別添）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
目次〔略〕	目次〔同左〕
・ 〔略〕	・ 〔同左〕
国保組合の義務等 1～7〔略〕	国保組合の義務等 1～7〔同左〕
8．外国にある第三者への提供の制限（法第 28 条） 〔略〕 （参考）	8．外国にある第三者への提供の制限（法第 28 条） 〔同左〕 （参考）
（外国にある第三者への提供の制限） 法第二十八条 〔略〕 規則第十五条 法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。 一 法第四章又は第五章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。 二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督又	（外国にある第三者への提供の制限） 法第二十八条 〔同左〕 規則第十五条 法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。 一 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。 二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を

は監視を行うための体制が確保されていること。 三・四 〔略〕 五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における<u>新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。</u> 2～4 〔略〕 規則第十六条 〔略〕 規則第十七条 〔略〕 規則第十八条 〔略〕 【法の規定により遵守すべき事項等】 〔略〕	行うための体制が確保されていること。 三・四 〔同左〕 五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における<u>新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。</u> 2～4 〔同左〕 規則第十六条 〔同左〕 規則第十七条 〔同左〕 規則第十八条 〔同左〕 【法の規定により遵守すべき事項等】 〔同左〕
9～15〔略〕 ～別表2〔略〕	9～15〔同左〕 ～別表2〔同左〕